

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 各消費税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国（荒川税務署長ほか）

令和5年3月16日棄却・上告・上告受理申立て

（第一審・東京地方裁判所令和●●年（〇〇）第●●号、同第●●号、同第●●号、同第●●号（以下、順に「A事件」、「B事件」、「C事件」、「D事件」という。）、令和4年7月15日判決、本資料272号・順号13734）

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

主 文

- 1 控訴人らの控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨（以下、理由説示部分も含め、原判決の略称をそのまま用いる。）

1 A事件

- （1）原判決を取り消す。
- （2）本件税務署長Aが平成29年9月29日付けで控訴人Aに対してした平成28年1月1日から同年6月30日までの課税期間（本件課税期間（控訴人A分））の消費税及び地方消費税の更正処分（本件更正処分（控訴人A分））並びに重加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分（控訴人A分））を取り消す。

2 B事件

- （1）原判決を取り消す。
- （2）本件税務署長Bが平成29年9月25日付けで控訴人Bに対してした平成27年4月1日から平成28年3月31日までの課税期間（平成28年3月課税期間（控訴人B分））及び同年4月1日から同年6月30日までの課税期間（平成28年6月課税期間（控訴人B分））の消費税及び地方消費税の更正処分（本件更正処分（控訴人B分））並びに重加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分（控訴人B分））を取り消す。

3 C事件

- （1）原判決を取り消す。
- （2）本件税務署長Cが平成29年9月27日付けで控訴人Cに対してした平成28年3月1日から同月31日までの課税期間（平成28年3月課税期間（控訴人C分））、同年4月1日から同月30日までの課税期間（平成28年4月課税期間（控訴人C分））、同年5月1日から同月31日までの課税期間（平成28年5月課税期間（控訴人C分））及び同年8月1日から同月31日までの課税期間（平成28年8月課税期間（控訴人C分））の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、平成28年3月課税期間（控訴人C分）及び平成28年4月課税期間（控訴人C分）に係るものについては、令和4年5月13日付けの減額更正処分によ

り減額された後のもの。本件更正処分（控訴人C分。）並びに重加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分（控訴人C分））を取り消す。

4 D事件

（1）原判決を取り消す。

（2）本件税務署長Dが平成29年9月29日付けで控訴人Dに対してした平成28年4月1日から同年6月30日までの課税期間（本件課税期間（控訴人D分））の消費税及び地方消費税の更正処分（本件更正処分（控訴人D分））並びに重加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分（控訴人D分））を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人らが、本件課税期間において輸出物品販売場（本件販売場）で販売したとする宝石（本件宝石）の仕入代金として計上した金額（本件仕入計上額）を課税仕入れに係る支払対価の額に含めるなどして、消費税等の確定申告書（本件課税期間確定申告書）を提出したところ、本件税務署長AないしDが、それぞれ本件仕入計上額に係る課税仕入れはなかったと認められることなどを理由として、控訴人らに対する更正処分及び重加算税の賦課決定処分（本件更正処分等）をしたことから、控訴人らが、これらの処分の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人らの請求について、いずれも、その一部の請求に係る訴えを不適法として却下し、その余の棄却をしたところ、控訴人らが、これを不服として控訴した。

2 主な関係法令の規定、前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、後記3において当審における控訴人らの補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

（1）原判決34頁12行目の「この点でも、」を「また、本件販売場Dの賃貸人は、本件販売場Dにおいて、多数の宝石が陳列されるなどして宝石店が営業され、中国人らしき旅行客の団体が本件販売場Dに買い物に来ていたことなどを現認しているから（甲共18）、これらの点によっても、」に改める。

（2）原判決37頁14行目の「原告らに」を「訴外上海法人に」に改める。

3 当審における控訴人らの補充主張

（1）原判決は、訴外法人1が訴外法人2から本件宝石を仕入れた事実が認められない根拠として、訴外法人1・訴外法人2間の貸出伝票が本件貸出伝票に基づいて作成された点の不合理性を指摘するが、訴外法人1・訴外法人2間の契約書によれば、訴外法人1が控訴人らに本件宝石を販売した時点でその所有権が訴外法人2から訴外法人1に移転するとされているから、上記のような方法で訴外法人1・訴外法人2間の貸出伝票が作成されたとしても不自然ではない。

（2）原判決は、控訴人らが本件販売場において本件宝石を販売した事実が認められない根拠として、本件購入者のうち、本件調査により本件ツアーの行程上、本件レジシートに記載された販売時刻に本件販売場を訪れて本件宝石を購入することができないことが判明した者が少なくとも205名いるとした上で、当該205名のうち153名が利用した関西国際空港又は中部国際空港を所轄する税関長等の回収した購入記録票の中に控訴人らの発行した購入記録票が一切なかった点を指摘するが、日本の法令に対する認識が低く、また、外貨現金の持

出規制等に違反している中国人観光客に購入記録票の提出義務の履行を期待することは困難である。

- (3) 原判決は、控訴人らが本件販売場において本件宝石を販売した事実が認められない根拠として、そもそも本件購入者が本件販売場で本件宝石を購入しなければならない合理的な理由が認められないと指摘するが、中国人の日本国内で流通する物品の品質に対する信頼は非常に厚く、本件販売場であれば免税により宝石を安価に購入できる上に、返品制度や買戻制度によって本件購入者の購買意欲は高められており、さらに、訴外上海法人と中国の旅行代理店との間では、本件販売場に連れてきた旅行客が宝石を購入した場合に一定の手数料を中国の旅行代理店に支払う旨の契約が締結されており、旅行代理店の添乗員においても旅行客に本件宝石を購入させて手数料を取得しようとする意欲があったことからすれば、本件購入者が本件販売場で本件宝石を購入する理由はあったといえる。
- (4) 原判決は、控訴人らが本件販売場における本件宝石の販売の事実の外形を作出しようとしたと指摘するが、そうであれば、あえて手間をかけて返品制度や、返品が発生を前提とする本件買取手数料明細書等を作成する必要はない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの本件訴えのうち原判決別紙1「却下部分目録」記載の部分はいずれも不適法であるから却下すべきであり、その余の請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正し、後記2において当審における控訴人らの補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (1) 原判決46頁22行目の「訴外法人1」を「訴外法人2」に改める。
- (2) 原判決47頁7行目の「乙共14、12」の次に「。なお、訴外代表者3は、本件調査に対し、今までに宝石の売買をしたことはないと供述した（乙共6）。」を加える。
- (3) 原判決49頁14行目の「作成されたものにとどまり、」を「作成されたことになり、」と、16行目の「貸出伝票にあると考えるのが合理的である。そして、」を「貸出伝票にそのまま記載されたものと認められる。しかるに、」と、19行目から20行目にかけての「作成されたものにとどまるということは、その事実が」を「作成されたということは、訴外法人2から訴外法人1への納品の事実が」とそれぞれ改める。
- (4) 原判決60頁9行目の末尾に「また、本件販売場Dの賃貸人が、本件販売場Dにおいて、ショーケースに多数の宝石が陳列されていたことなどを現認したことも認められる（甲共18）。」を加え、14行目の「とおりであるところ、」を「とおりであり、また、本件販売場Dの賃貸人も、本件販売場Dにおいて実際に中国人旅行客が買い物をしている様子を直接に見ているわけではない（甲共18）。そして、」に改める。
- (5) 原判決64頁4行目の「あり得るとしても」の次に「(なお、控訴人らは、訴外販売場を訪れることがツアーの行程上は不可能と指摘された者が、訴外販売場に設置されたビデオカメラで撮影されていたことがあったと主張し、証人fは、本件調査で訴外販売場を訪れた税務署の職員が、ツアーに参加していた旅行客のリスト（甲共1）に掲載されている旅行客のパスポートの写真と訴外販売場に設置されたビデオカメラで撮影された人物の映像（甲共2の1、2）を見比べて、「ちゃんと来ておりますね」と述べた旨供述するが、訴外販売場で上記のようなやりとりがされたことを裏付ける証拠もなければ、ビデオカメラの映像にある

人物が税務調査で指摘された旅行者と同一であることを客観的に裏付ける証拠もないから、少なくとも、証人 f の上記供述のうち、税務署職員が「ちゃんと来ておりますね」と述べたとする部分を直ちに信用することはできず、他に上記主張を認めるに足りる証拠はない。）」を加える。

- (6) 原判決 6 5 頁 1 行目の「信じ難く、」の次に「また、控訴人らが主張するような、多額の現金を有する在日外国人等が現金を融通するという方法も、抽象的な可能性を指摘するものにすぎないから、外貨現金の持出制限等の規制の存在は、」を加える。
- (7) 原判決 6 5 頁 6 行目から 7 行目にかけての「僅かな数にとどまり、」を「一緒に旅行している者から購入を頼まれた者が本人に代わって記載した可能性があるし、その数も僅かであるから、」に改め、2 1 行目の「多数に上ること」の次に「(購入を頼まれた者が本人に代わって記載したとしても、同じ中国人同士で氏名の漢字表記を間違えるケースが多数に上るということは想定し難く、不自然である。)」を、6 6 頁 1 1 行目から 1 2 行目にかけての「考えられる」の次に「(なお、乙 A 1 1 (2 3 8 頁)にある署名欄の誤記は、旅券の姓の欄に記載された漢字表記、スラッシュ記号 (／) 及びアルファベット表記の「●●／●●」をそのまま乱雑に書き写したものと認められ、多数の本件購入者誓約書の作成という煩雑な作業を行った際のミスと考えるのが合理的である。)」をそれぞれ加える。

2 当審における控訴人らの補充主張について

- (1) 控訴人らは、訴外法人 1・訴外法人 2 間の契約書によれば、訴外法人 1 が控訴人らに本件宝石を販売した時点でその所有権が訴外法人 2 から訴外法人 1 に移転するとされているから、訴外法人 1・訴外法人 2 間の貸出伝票が本件貸出伝票に基づいて作成されていたとしても不自然ではないと主張する。

しかしながら、訴外法人 1・訴外法人 2 間の契約書により、本件宝石の所有権の移転時期が訴外法人 1 から控訴人らへの本件宝石の販売時とされているとしても、訴外法人 1・訴外法人 2 間の貸出伝票を、訴外法人 2 から訴外法人 1 への本件宝石の納入の事実に基づいて作成しない合理的な理由は、なお見出し難いといわざるを得ない。したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

- (2) 控訴人らは、中国人観光客に購入記録票の提出義務の履行を期待することは困難であるから、購入記録票を提出していない者が本件宝石を購入していないと認定することはできないと主張する。

しかしながら、仮に、中国人観光客の中に購入記録票を提出せずに出国してしまう者がいるとしても、本件ツアーの行程上、本件レジシートに記載された販売時刻に本件販売場を訪れて本件宝石を購入することができないことが判明した者 2 0 5 名のうち、関西国際空港又は中部国際空港を利用した 1 5 3 名全員が購入記録票を税関長等に提出しなかったというのは極めて不自然であり、かかる事情は、これらの者が本件宝石を購入していないことを示しているというべきである。したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

- (3) 控訴人らは、中国人の日本国内で流通する物品の品質に対する信頼が厚いこと、免税により宝石を安価に購入できること、返品制度や買戻制度によって本件購入者の購買意欲が高められたこと、訴外上海法人と中国の旅行代理店との契約により添乗員にも旅行者に本件宝石を購入させて手数料を取得しようとする意欲があったことからすれば、本件購入者が本件販売場で本件宝石を購入する理由があったと主張する。

しかしながら、控訴人らの主張によれば、本件宝石はアクセサリーの形になっていない裸石であり、しかも、本件宝石について、日本国内の機関が発行する鑑別書は添付されていないというのであるから、中国人の日本国内の物品に対する信頼を考慮しても、中国人において容易に購入を決意できる物品であるとは考え難い。また、控訴人らの主張する返品制度は、中国の上海市にある訴外上海法人の所在地まで赴かなければ返品を受けられないというものであるなど、購入者の立場からみて利用しやすいものとはいえない。さらに、訴外上海法人与中国の旅行代理店との契約の存在を認めるに足る証拠もない。そうすると、本件購入者が数ある免税店の中であえて本件販売場において本件宝石を購入する理由は見出し難いといわざるを得ない。したがって、控訴人らの上記主張を採用することはできない。

- (4) 控訴人らは、本件販売場における本件宝石の販売の事実の外形を作出しようとするのであれば、手間をかけて返品制度等を考案する必要なかったと主張する。

しかしながら、返品制度等を考案するのにさほどの手間がかかるとは考えにくいし、上記のとおり、控訴人らは、返品制度が中国人旅行客の購買意欲を高めたと主張しているのであり、本件販売場において短期間に多数の宝石が販売されたという外形が不自然ではないということを示すために返品制度も作出されたとみることができるから、控訴人らの上記主張は採用することができない。

- 3 よって、前記1の冒頭と同旨の原判決は相当であって、控訴人らの控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判官 塚原 聡

裁判官 郡司 英明

裁判長裁判官石井浩は、退官のため、署名押印することができない。

裁判官 塚原 聡

(別紙)

当 事 者 目 録

A 事件 控 訴 人
同代表者代表取締役

株式会社

E

B 事件 控 訴 人
同代表者代表取締役

株 式 会 社

G

C 事件 控 訴 人
同代表者代表取締役

株式会社

I

D 事件 控 訴 人
同代表者代表取締役
上記4名訴訟代理人弁護士

株式会社

K

被 控 訴 人
同代表者法務大臣
A 事件処分行政庁
B 事件処分行政庁
C 事件処分行政庁

国

齋

荒

吉

麻

小

神

山

藤

川

田

布

尾

田

下

税

務

署

雅

務

署

功

功

功

功

功

功

健

長

郷

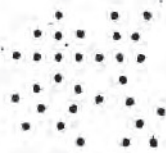
長

和

長

起

東 京 高 等 裁 判 所



D 事件処分行政庁

同 指 定 代 理 人

京	橋	税	務	署	長
佐		野	崇	之	子
八		屋	敦	一	朗
野		間	隆		暉
今		中			太
森		田	友		和
依		田	愛		大
小		島			

東京高等裁判所